

平成29年度 介護職員処遇改善加算計画書 連絡票

1 連絡先

法人名	埼玉介護株式会社	埼玉県(指定権者:県とさいたま市)、東京都に事業所があり、全事業所分まとめて計画する場合の記入例。
法人所在地	〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	
書類作成担当者	埼玉 太郎	
電話番号(内線)(※)	048-111-0000	
FAX番号(※)	048-111-1111	
E-mailアドレス(※)	saitama@com	
届出内容(いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 新規取得 <input checked="" type="checkbox"/> 区分変更(区分名称のスライドは除く) <input type="checkbox"/> 変更なし(区分名称のスライドのみ)	

※ご提出いただいた申請書類に記載されている内容について、埼玉県から問い合わせをする際の連絡先を記入してください。

2 提出書類・必要部数・確認

※ 確認欄には、提出する書類に○印を付してください↓

No.	様式・提出書類	コメント	必要部数	確認欄
(0)	連絡票 平成29年度 介護職員処遇改善加算計画書 連絡票	この連絡票	1部 【必須】	○
(1)	別紙様式2 介護職員処遇改善計画書(平成29年度届出用)	押印を忘れずに。うち1部は事業所控として、後日、收受印を押印の上、返送します(返送用はコピーで可)。	2部 【必須】	○
(2)	別紙様式2(添付書類1) 介護職員処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)	「埼玉県指定」の複数の事業所について一括作成して、(1)計画書に計上する場合に添付	複数事業所一括作成の場合、1部	○
(3)	別紙様式2(添付書類2) 介護職員処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)	埼玉県内の複数の指定権者にまたがる事業所等を一括作成して、(1)計画書に計上する場合に添付	複数事業所一括作成の場合、必要に応じ各1部	○
(4)	別紙様式2(添付書類3) 介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)	他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括作成して、(1)計画書に計上する場合に添付		○
(5)	返送用封筒 切手を貼付し、送付先を記入した返送用封筒	県での手続後、上記(1)の事業所控を返送します(同封がない場合、返送ができかねますのでご注意ください)。計画書を窓口に直接提出する場合もお持ちください。	1部 【必須】	○

以下、加算区分に応じた必要書類

(6)	加算Ⅰを取得する場合	<ul style="list-style-type: none"> ①就業規則(写) ②給与規程(写) ③労働保険加入確認書類(写) ④介護給付費算定に係る届出書 ⑤介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件を満たすことを示す書類。 ・①～③について、過去に提出している場合も省略不可。 ・③は、労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書、納付書・領収証書など確認ができる書類 ・①②は、<u>キャリアパス要件Ⅲを満たすことを示す部分について、付箋・マーカーで明示すること。</u> ・①は作成義務がある場合は必須。義務がない場合も、作成していれば提出(労働基準監督署の受付印の押されたものがあれば、その写しを提出)すること。従業員10人未満のため作成していない場合は不要だが、他の規程類を提出し、要件を満たす部分を示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ①～③は各1部 ④⑤は各2部 【必須】 	○
(7)	加算Ⅱ～Ⅴを取得する場合	ア 新たに加算を取得する場合(新規又は加算区分変更による取得)、同上(省略不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件を満たすことを示す書類。 ・他、同上 	<ul style="list-style-type: none"> ①～③は各1部 ④⑤は各2部 【必須】 	
	イ 平成28年度の加算区分から変更ない(加算区分名称のスライドのみの)場合	<ul style="list-style-type: none"> ①就業規則(写) ②給与規程(写) ③労働保険加入確認書類(写) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加算区分に応じた各キャリアパス要件、職場環境等要件を満たすことを示す書類。 ・前年度までに処遇改善加算を取得している場合で、過去に提出したものから変更がない場合、省略可。 	1部 【必須】	

3 提出期限 平成29年4月15日までに提出

4 提出先(原則郵送ください。窓口来所の場合、必ず予約をお願いします。)

事業所の所在地により窓口が異なります。県ホームページで御確認ください。

県指定事業所が複数あり、申請窓口が複数福祉事務所(県庁)にまたがる場合、全ての窓口に提出が必要です。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/shinsei-madoguchi.html>

介護職員処遇改善計画書(平成 29 年度加算届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号 1 1 7 1 2 3 4 5 6 7

Table with 4 rows and 5 columns containing business information: ①開設(事業)者, ②開設(事業)者の所在地, ③事業所等の名称, ④事業所の所在地.

介護保険事業所番号、③、④について、複数事業所まとめて提出する場合は、本様式の事業所情報(番号・名称・所在地)は空欄とし、別紙様式2(添付書類1)に記載。

(1) 賃金改善計画(職員処遇改善状況) ③④又は⑤⑥のいずれかを記載。については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数)等により変動するものである。

Main calculation table with 4 rows and 5 columns. Includes items ① through ④ with monetary values and explanatory notes.

加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する場合 ※H28年度までの加算Ⅰ(=H29加算Ⅱ)取得事業所が、新たにH29年度加算Ⅰを届け出る場合のみ、⑤⑥での計算可。

Table with 4 rows and 5 columns for calculation (Ⅰ) details, including items ⑤ through ⑥.

※加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。 ⑦は、②サービス提供期間分の介護報酬(介護職員処遇改善加算)を、介護職員に賃金支払いする期間を記載。

賃金改善の方法について ⑦ 賃金改善実施期間 平成 29 年 6 月 ~ 平成 30 年 5 月

Table with 1 row and 5 columns for implementation details, including item ⑧ regarding wage improvement methods.

- ※1 加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用すること。
※2 ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むこと。
※3 ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
※4 ④ii)、⑥iv)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。
※5 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

(2) キャリアパスに関する要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。

要件Ⅰ	次の①から③までのすべての要件を満たす。		該当	・	非該当		
	①	職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。					
	②	職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。					
③	①、②の内容を就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。						
要件Ⅱ	次の④・⑤のすべての要件を満たす。		該当	・	非該当		
	④	介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標(目標の具体的な内容を記載)				事業所全体で資格(介護福祉士、実務者研修修了者等)の取得率を向上させる。	
	⑤	④の実現のための具体的な取り組みの内容 (ア～イ該当するもの全てに○をつけ、内容を記載すること。)				ア	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること
						イ	介護職員の〇〇資格取得を目標として、毎月1回〇〇研修を行う。
ウ			資格取得のための支援の実施 ※当該支援の内容について下記に記載すること				
イ	研修受講を業務と位置づけ出張扱いとし、受講費の補助を行う。	⑤はアイいずれかが該当する 必要あり					
要件Ⅲ	次の⑥・⑦のすべての要件を満たす。		該当	・	非該当		
	⑥	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき 定期に昇給を判定する仕組みを設けている。					
	⑦	⑥に該当する具体的な仕組みの内容 (ア～ウ該当するもの全てに○をつけること。)				ア	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み
イ			資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み				
ウ			一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み				
		⑦はア～ウいずれかが該当する 必要あり。	昇給の仕組みや額について明記した 根拠規定(就業規則・給与規定等)の 該当部分に、付箋・マーカーで明示し て提出すること。				

※ 就業規則等(給与規程や要件Ⅰ・Ⅲの適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成し、添付すること。

(3) 職場環境等要件について (※)太枠内に記載すること

加算(Ⅰ・Ⅱ)については平成27年4月以降の、加算(Ⅲ・Ⅳ)については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) ○ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) ・ その他()
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入 ・ 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ○ ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他()
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ○ 非正規職員から正規職員への転換 ○ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他()

提出前に全ての介護職員に必ず周知すること!

※虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 29 年 4 月 10 日

(法人名)

埼玉介護株式会社

法人の
代表者印

(代表者役職・氏名)

代表取締役 埼玉 一郎 印

介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名	埼玉介護株式会社	
都道府県	介護職員処遇改善加算の見込額	賃金改善の見込額
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	1,000,000 円	2,000,000 円
千葉県	円	円
東京都	2,500,000 円	3,000,000 円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山県	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
全国計	3,500,000 円	5,000,000 円

合計:E

<

合計:F

※ FはEを上回らなければならない。

1 介護職員処遇改善加算の新旧加算率

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率								介護職員処遇改善加算 ()に該当(工)	介護職員処遇改善加算 ()に該当(オ)
	介護職員処遇改善加算()に該当 (ア)		介護職員処遇改善加算()に該当 (イ)			介護職員処遇改善加算()に該当 (ウ)				
	H29年度 新設 (A)	H28年度との差 (A-C)	H29年度 (B)	H28年度 (C)	差 (B-C)	H29年度 (D)	H28年度 (E)	差 (D-E)		
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	5.1%	10.0%	8.6%	1.4%	5.5%	4.8%	0.7%	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.9	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護	5.8%	2.4%	4.2%	3.4%	0.8%	2.3%	1.9%	0.4%		
・(介護予防)通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	1.9%	4.3%	4.0%	0.3%	2.3%	2.2%	0.1%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	1.3%	3.4%	3.4%	0.0%	1.9%	1.9%	0.0%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	2.1%	6.0%	6.1%	-0.1%	3.3%	3.4%	-0.1%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	3.6%	7.6%	6.8%	0.8%	4.2%	3.8%	0.4%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス	10.2%	2.6%	7.4%	7.6%	-0.2%	4.1%	4.2%	-0.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	2.8%	8.1%	8.3%	-0.2%	4.5%	4.6%	-0.1%		
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護	8.3%	2.4%	6.0%	5.9%	0.1%	3.3%	3.3%	0.0%		
・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3.9%	1.2%	2.9%	2.7%	0.2%	1.6%	1.5%	0.1%		
・介護療養施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護 (病院等(老健以外))	2.6%	0.6%	1.9%	2.0%	-0.1%	1.0%	1.1%	-0.1%		

その他のサービスは加算算定非対称。

2 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

介護職員処遇改善加算()	2-(3)- のキャリアパス要件、キャリアパス要件、キャリアパス要件、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算()	2-(3)- のキャリアパス要件、キャリアパス要件及び職場環境等要件をすべて満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算()	2-(3)- のキャリアパス要件又はキャリアパス要件のどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算()	2-(3)- のキャリアパス要件、キャリアパス要件又は職場環境等要件のいずれかを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算()	2-(3)- のキャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たしていない対象事業者